

2.6 モニタリングの役割分担計画

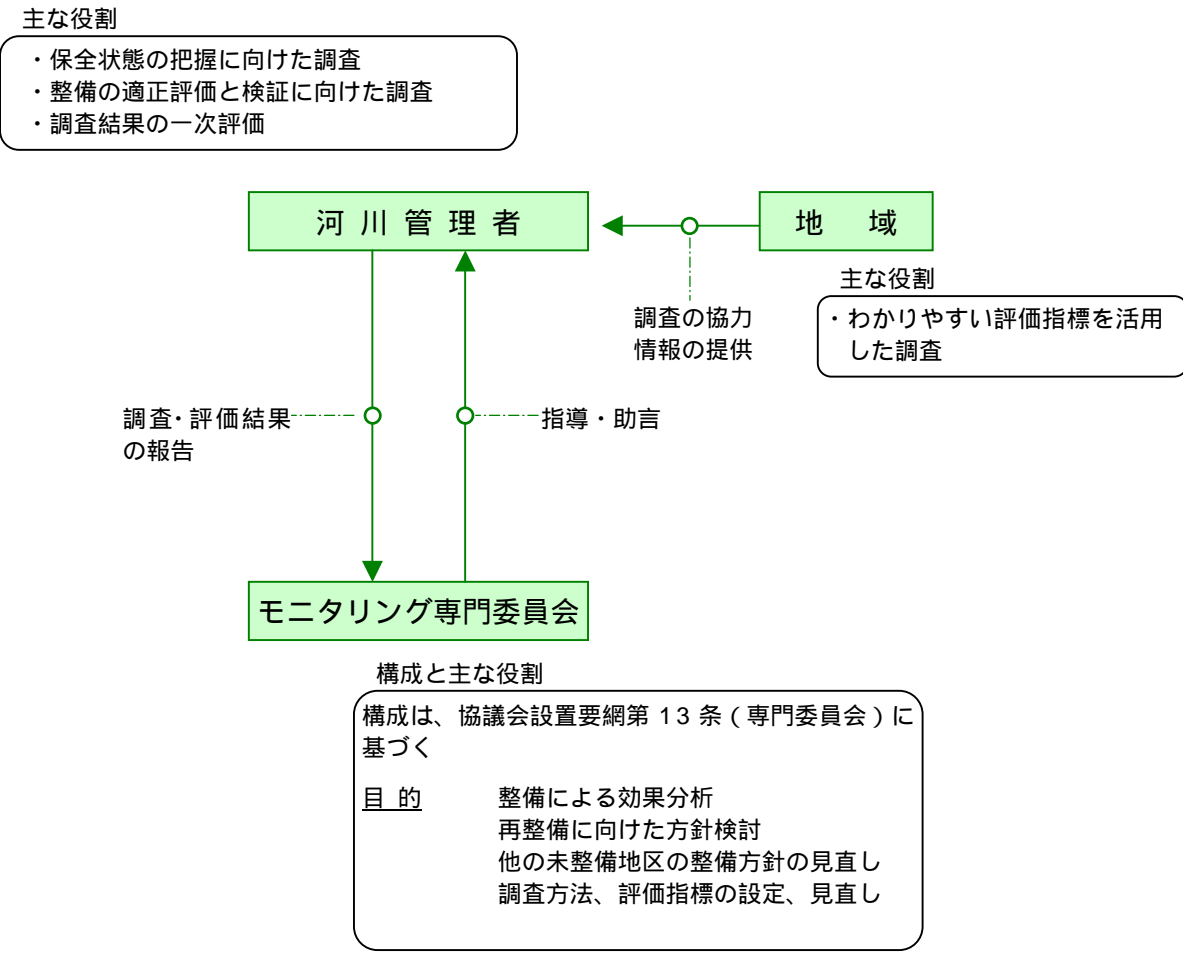


図 モニタリングの主体と主な役割

協議会設置要綱第13条

(専門委員会)

第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。

2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。

3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、第12条に規定する協議会の会議に報告する。

表 主体別にみた役割(案)

項目	河川管理者	モニタリング専門委員会	学識者	地域				
				協議会委員		協議会に未参加		
				協議会委員(NPO等の団体)	協議会委員(個人)	関係自治体	地元自治会	教育機関
雨水集水路に関する調査	・上池への流入の有無及び量							
	・上池の水位							
	・上池への栄養塩類負荷量							
	・水路内の動植物の生息、生育							
高水時の本川からの導水に関する調査	・上池の水位							
	・水質							
	・土砂の流入、堆積							
	・水路及び上池の動植物の生息、生育							
ワンドの創出に関する調査	・水温、水質							
	・ワンド内水位(水深)及び地下水水位							
	・底質、土砂の堆積							
	・ワンド内水循環							
	・動植物の生息、生育							
エコトーンの創出に関する調査	・河岸を構成する土質構成							
	・動植物の生息、生育							
評価	・整備による効果分析							
	・再整備に向けた方針の助言							
	・他の未整備地区への整備に向けた提言							
	・調査方法、評価指標の設定、見直し							

凡例 : 中心的機関  
: 協力、指導等の関係機関